

第 5 回  
東京都震災復興検討会議

平成 1 2 年 7 月 1 8 日

午後6時00分 開会

事務局 三好政策報道室特命担当部長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第5回東京都震災復興検討会議を開催いたします。

開会にあたりまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は、16人の委員の方にご出席いただいております。今野委員、金委員、重川委員、冷水委員からは、欠席のご連絡をいただいております。

最初に、会議の開催にあたり、東京都震災復興検討委員会の副委員長である成戸寿彦 東京都技監・都市計画局長からご挨拶させていただきます。

成戸東京都技監

東京都技監の成戸でございます。

寄本座長をはじめ委員の皆様には、日頃から都政の様々な分野で、ご協力いただき、改めて感謝申し上げます。また、本日は、ご多用中、夜分にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

現在、伊豆諸島では、三宅島の火山性の地震に引き続き、神津島や新島を中心に大規模な地震が群発しております。

残念ながら、一名の犠牲者を含め多くの方々が被災され、また、崖崩れによる道路の寸断、家屋の損壊など、大きな人的、物的被害が生じました。

被災された皆様の生活が一日でも早く、再建されるよう、東京都としてもできるだけ努力を行っていく所存です。

当局におきましても、現地に職員を派遣し、建物が安全であるかを調査する、「建物応急危険度判定調査」を行っているところです。

東京都区部・多摩地域においても、直下型の大地震がいつ発生しても不思議ではなく、このたびの地震により、あらためて、震災への備えの重要性を思い知らされました。都では、来る9月3日には、自衛隊も参加する総合防災訓練を行うこととしており、訓練を通じて、関係機関の危機対応能力を高めるとともに、都民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。また、東京都震災予防条例の抜本的な改正に向け、見直し作業を現在進めているところでございます。

さて、この会議では、震災復興に対する東京都の様々な取組みについて、都民の立場を踏まえた専門的な見地から、ご意見をお聞きしてまいりました。とりわけ、震災復興

マニュアルに関しましては、復興の各分野ごとに様々な角度からご議論いただくとともに、マニュアルの充実に向けた貴重なご提案やご助言を頂戴いたしました。

都の震災復興マニュアルは、平成9年度に都市復興と生活復興の両マニュアルを作成いたしました。その後、都区制度改革により、がれき処理などの清掃業務が特別区の事業になるなど、制度や組織の変更が行われております。また、震災復興に関する訓練を行い、マニュアルの実効性の検証を行うとともに、円滑な復興を進めるための法的課題や復興後の都市像をあらかじめ都民と共有化するための「震災復興グランドデザイン」の策定などについても、検討を進めているところです。

そこで、これまでの議論や検討の成果を踏まえて、マニュアルの見直しを行いたいと考えており、本日の会議では、マニュアル改訂に向けた都の基本的な考え方について、ご議論いただくことといたしました。

短い時間ではございますが、専門的なお立場から、幅広いご意見、ご助言を頂ければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

これからの会議の進行につきましては、寄本座長にお願いいたします。

寄本座長、よろしくお願いたします。

寄本座長

それでは、本日の進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

さっそくでございますが、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、報告事項ですが、最初に、事務局に説明していただき、一通り終わってから委員の皆様から報告事項についてご質問をいただきます。

次に、本日の議題、東京都震災復興マニュアルの見直しの基本的方向について、ご説明いただき、委員の皆さまから、ご意見やご提案などをいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

災害対策本部が現地での対応に追われ、本日、会場の方に来ておりませんので、私が代わって、三宅島火山活動及び新島・神津島近海の地震等への対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、三宅島火山活動についてですが、6月26日、19時33分に「三宅島で噴火の恐れ、厳重に警戒」と緊急火山情報が流れ、避難勧告がだされました。東京都では、

こうした状況を受けて、27日の0時15分に、庁内と現地に災害対策本部を設置し、対応にあたったわけでございます。

都各局の主な対応としては、1ページの3にありますとおりでして、災害対策本部の設置をはじめ、救援物資の調達・搬送、医療救護班・保健所活動支援先遣隊派遣、給水車、給水関係機材、給水要員派遣、その他でございます。

三宅島の災害対策本部につきましては、6月29日の火山噴火予知連のコメントを考慮し、6月29日に現地対策本部を、また、翌30日には、都及び村の災害対策本部を廃止したところです。

次に、神津島の地震等についてですが、神津島では、7月1日と9日に震度6弱を記録しておりまして、東京都では、両日とも直ちに、災害即応態勢を整えたところがございます。

都の対応といたしましては、土嚢袋、止め杭、防水シートなどの物資をはじめ、島外避難者に対する都営住宅等の一時提供などを行っております。

最後に新島の地震等についてですが、新島では、7月15日に震度6弱を記録しており、東京都では、直ちに、災害即応態勢をとったところがございます。

資料1についての説明は以上です。

#### 事務局 只腰都市計画局参事

つづきまして、資料2、及び、資料3について、私の方からご説明いたします。

はじめに、平成12年度都市復興マニュアルに基づく模擬訓練の概要「資料2」についてご説明いたします。「資料2」をご覧ください。

本年は、広く区市町の参加を求め、マニュアルの実効性の検証と都・区市町職員の習熟を目的として行い、現在、20数区市の参加を得ています。

6月から8月ないし9月まで3か月にわたって作業を行うこととなっております。

9月8日には、地区復興まちづくり原案等の発表を行うとともに、都市復興計画等についてのパネルディスカッションを行う予定です。

今年度の特徴としては、区市町の自立性を尊重するため、実行委員会方式によることとし、また、区市町間にまたがる被害も想定されるため、区市町間が協同で作業を行うことも予定しています。さらに、区市町ごとに習熟度が異なるため、作業内容を選択制にするなど、柔軟性を持たせており、現在、作業は順調に進んでおります。

次のページは、震災後の取組みと模擬訓練との関係を示しておりまして、約6か月の

復興作業を3か月ないし4か月に短縮して行うこととなっております。

それでは次に、震災復興グランドデザインの検討状況についてご報告いたします。「資料3」をご覧ください。

まず、はじめに、復習の意味もこめまして、震災復興グランドデザインの定義ですが、震災復興グランドデザインとは、大震災が発生した際、迅速な復興に取り組めるよう、平時から都民と復興のイメージを共有するために策定するもので、被災を繰り返さない都市をめざした大震災後の都市像であり、都市復興マニュアルの充実・強化の一環として作成するものである。

現在、中林先生にも加わっていただいております、「都市復興基本計画検討委員会」においてご検討いただいております、また案の状況ですが、基本フレームとして、2にあるとおり、まず、目標設定にあたっての留意点として、都市構造の弱点、それと各種現行計画の発展、そして、直下型地震の4震源を合成して、被災地区を想定しております。そして、「震災から立ち直り力強く世界へ飛躍する都市・東京」を目標として設定しております。

この目標設定から、4つの方針として、「被災を繰り返さない安心・安全都市の実現」、「世界をリードする高次元な都市機能・都市基盤の再構築」、「環境と共生したゆとりある都市の創造」、そして実現の方法として「多様な主体の参加・協働による都市の再生」を掲げております。

そして、さらに、これらの方針から、10のテーマを設定しております。

策定スケジュールにつきましては、次のページに記載しております、先日6月14日にこれらの基本フレームの検討をいただいております、第2四半期には、骨子を作成し、都民意見を聞く予定です。その後、その意見の集約、広域復興計画図、戦略指針を作成しまして、年度内に委員会案の策定、発表を行う予定となっております。

他の作業事項との関係は、資料に記載してあるとおりです。

私からの報告は、以上です。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

つづきまして、震災復興対策に関する法制度上の課題の検討について、資料4に基づきご説明いたします。

東京都では、震災後の震災復興に向けた対策を、円滑かつ効率的に進めていくために、副知事を委員長に庁内の関係各局の局長で構成される東京都震災復興検討委員会のもと

に小委員会を設置して、緊急時における新たな私権の制限を含む法的課題や震災復興に関する各種制度的確かつ効率的な運用についての検討を開始したところでございます。

先月6月に第1回の委員会を開催いたしまして、震災復興対策を進めていく上での課題について都の考え方を示したところでございます。

まず、都市復興を進めるための課題についてですが、2点ほどございます。

1点目の都市計画決定と建築制限ですが、無秩序な復興を防止し、災害に強いまちづくりを計画的に進めていくためには、一定期間、被災者の住宅建築を制限し、都市計画事業の実効性を高めていくことが必要です。しかし、一方、建築制限をかけた場合、それが長期化すると、既成市街地内の居住者が減少し、コミュニティの崩壊などの地域問題が発生する、あるいは、阪神淡路大震災後に制定された被災市街地復興特別措置法では、発災から2年間建築制限できることとなっているわけですが、その対象となるのは、300㎡以上の用地のみであり、木造住宅密集地域のように小規模宅地が集中する地域では効果が期待できないといった問題があり、その解決を検討していかなければならない。

また、2点目の区画整理事業など都市復興に係わる事業については、区画整理事業を進めるためには、原則として、住民全員の同意が望ましいところですが、短期間で全員の合意を得ることは難しい、あるいは、既存不適格の建物が残存した場合の取扱いが定められていない、といった問題があります。

次の、住居を確保するための課題としては、応急仮設住宅の確保、事業仮設住宅、半壊住宅の修理、区分所有建築物の再建など、5つほどあげています。

まず、応急仮設住宅の確保では、地域防災計画によると、被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数を、約10万5千戸としています。都内全域では、この必要数をカバーできる用地確保の見通しはありますが、特別区内において、被災地の近辺で必要量を確保することは、オープンスペースの不足から大変難しいという問題があります。

2)の事業用仮設住宅については、事業用仮設住宅は、区画整理事業を進める場合、建物等の移動がスムーズに行えるよう、事業地域内に設置するものですが、建設に当たっては、区画整理事業の事業認可が得られていることが、原則として必要となります。

3)の半壊住宅の修理では、被災住宅の解体に関する公的支援の対応の仕方によっては、修理可能な住宅までが解体される可能性がある。

4)の区分所有建築物の再建については、建物が全部滅失した場合は、民法の共有規定

が適用されてしまうため、「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」が制定され、3年間という期間に限り、敷地所有者の議決権の4/5の多数決で、建物の再建する決議ができることとされたわけですが、議決権の4/5の多数を得ることは、大変に難しく、容易には合意に至らないことが予想されます。

5)の住宅の再建では、現行制度では、住宅再建に対する金銭的な支援策はなく、自力再建が原則である、等々の問題があります。

雇用の維持確保及び産業復興に関する課題では、被災者の生活を維持し、復興を着実に進めていくためには、雇用の確保が大変重要であり、そのため、事業者に対し被災者雇用の維持増大へ向けた対策について、検討をしておくことが重要です。

最後の、復興事業の主体と役割を明確にするための課題ですが、震災復興を円滑に進めるためには、例えば被災地の実情を把握している東京都が国の復興対策も含む復興計画を作成し、各事業の進行管理も総合的に行うなど、復興主体の位置づけを明確にするための法的措置について検討しておく必要があります。

以上の課題について、小委員会で検討を行い、11月に東京都震災復興検討委員会で検討の取りまとめを行い、国に対し、問題提起を行っていくこととなっています。

なお、小委員会のメンバー及び検討のスケジュールにつきましては、別紙のとおりです。以上です。

寄本座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま、事務局の方から説明のあった報告事項についての質疑応答に入ります。

何かありますか。

清原委員

私も、伊豆七島が大好きなので、今回の地震等につきましては、本当に関心を持ち、ニュース等もみているのですが、新島の地震の際のことについて、ちょっとご質問させていただきたいのです。このような状況が続いていたので、みなさん非常に自立的に、配慮されたので、被害も最小で本当に良かったと思うんですが、たまたま、7月15日の地震の直後に、自宅におりましたので、NHKの報道をずっとみていたんですが、村役場の方とつながっているいろいろとお話したり、そういう会話を新島の方が直接見られないような停電の状態があったということも分かったんですが、離れておりまして、客観

的なので良くないのかもしれませんが、やはり、情報というものを得るときに、マスメディアから得るということが、災害時の場合にはあります。

その時に、情報源はどこかというのはとても大事で、役場の方たちは、非常に慎重に流言飛語が起こらないように配慮されていたので、このあたりは、適切な準備ができていたと思うんですが、一方、情報が無いことの不安感と、それから、その情報が報道機関であるテレビ局から、ヘリコプターからの映像であれ、音声であれ、会話であれ、流れてきてしまって、現地の方たちには、正しく適切な情報が伝わっているのか、という不安感がテレビ報道を見ている者としてはありました。

これは、かねてから、この会議でも、情報は復興の時もちろん大切ですが、災害直後に、一番被害に遭った方たちに適切に伝えられなければいけないということは議論されてきたと思うんですが、今回の場合におきましても、報道等を見ますと、現地の人たちにどのように情報が伝わっていたのかということが見えてきません。

ですから、質問なんですが、このようなことでよく準備されていて、そして、落ち着いた対応を現地の人たちがされたので、最小限だったと思いますが、東京都としてですね、対応されるときに苦慮された点とか、今回のことで今後に活かしたい情報連絡における留意点とかありましたら、1, 2点で結構ですから、ご紹介いただければ、それは生活復興マニュアル等を考えていく時にも情報面でヒントになると思いました。

寄本座長

はい、ありがとうございました。事務局、お願いします。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

冒頭、申し上げましたように、所管しております災害対策部が本日はこちらの方に来ておりませんので、詳細は分かりかねます。後日、別の機会にご報告させていただきたいと思えます。

柿沼政策報道室長

私が知っている範囲でお答えしますが、第一点として、三宅島にメディア関係者が約300名現地に入ったため、行政情報よりメディアの情報収集・伝達の方が早かったということがあります。また、二点目として、行政側から被災者へ情報を伝達する場合は、伝達内容についての確認作業があるため、伝達までに時間がかかり、マスコミ情報と比較すると、被災者への伝達スピードが遅かったという反省点があります。

寄本座長



はい、ありがとうございました。池上委員、どうぞ。

池上委員

実は、私どもの研究所では、毎年区の防災担当者を対象に研修会を開いております。今年は、噴火を予測したわけではないんですが、14年前に、三原山が噴火しました大島に行ったんですね。そこで聞いたことなんですが、今の情報の話なんですが、14年経ったから話せるということで、当時の助役さん、消防団の方、当時、今もそうなんですけど、大島の夜間高校の先生と3人の方にお話を伺いました。

で、印象に残ったことがですね、当時、大島高校が焼けているという噂が流れたんですね。あの島ですから、地元の消防団が確かめに行けた。実際には、燃えていなかった。そういう噂が外部の人から流れるというのが非常に印象に残りました。

つまり、マスコミが、外から来たマスコミによってそういった誤った情報が流れたので、いわゆる被災なさった方たちが振り回される。これは、あってはならないことだと思ったんですね。

そういうことが、東京ですと、例えば、そういうような消防団が本当に確かめに行けるのかなあという状況を考えますと、これは、日常ですね、やっぱり、記者クラブの方たちに情報の流し方、今、確認とおっしゃいましたが、これが大事なことで、早く知らせるのはいいんですが、誤ったことを早く知らせるのは大変困るんで、ただいま確かめておりますからもうしばらくお待ちくださいとか、事実をありのままに、納得するような情報の流し方ってありますよね。それを、是非、日常からやっていただきたい。そうすると、災害後も、そういう癖がついて、正しく情報を確認しておりますからもうしばらくお待ちくださいとか、ただいま、まだ、分かっておりませんかとか、こういった情報も大変大事な情報ではないかなと思います。以上です。

寄本座長

はい、園田委員、お願いします。

園田委員

資料4の、今度、新たに、委員会を設けられて、震災復興対策に関する法制度上の課題を検討されるというのは、本当に重要な課題だと思うんですが、一つ質問がありますのは、住居を確保するための課題のところ、1)と2)は仮設なんですが、3)の半壊住宅の修理とか、4)の区分所有建築物の再建というのは、修理をする、再建をするとなると、恒久的建築物になってしまうんですが、ご専門の方はご存じのように、建築の場合は、

既存不適格の問題があって、もとの戻そうと思うと、新しい法律と抵触する部分を、なんとかなるのかもしれませんが、質問したいのは、具体的にどんな検討をなさるのかということをお聞きしたいのですけれども、意見として思うのは、ここの部分をもとに戻してしまうと、例えば、資料3のグランドデザインとか、あるいは、資料4の中にある本当にいいまちを作ろうという、恒久的な復興のイメージと、やはり、住宅は確保したい、修理、あるいは、再建という、恒久建築物になって、もとのままに帰るといふところの矛盾あたりを、どういう風に検討なさるのかというのを、ちょっと、お聞きしたいと思ったんですけど。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

ご指摘の点は、相互に矛盾する課題でして、その問題をどのようにして解決するか、今後、法的課題の中で検討を行う予定です。

寄本座長

はい、どうぞ。

田代委員

私が、ちょっとお伺いしたいのは、資料1に、ちょっと戻るんですけど、三宅島のところで、2番で、東京都等の対応というところに、災害本部の設置というのとですね、それを廃止してまた設置と、かなり、本部の設置と廃止ということ、かなり、緊迫した状況でおやりになっていると思うんですけど、こういうの判断の基準というのは、それを長期的に見るとか、その辺のところについて、私、よく詳しいことが分かりませんので教えていただきたいのと、それから、新島のケースの時、例えば、災害即応体制というのと、情報連絡体制に移行とかですね、そういった時にどういうふうな変わり方があるのか、非常に短時間の間にいろいろ状況が変わってくるということが、今、ご示しいただいた資料の中から分かるんですが、その辺、ちょっと、おうかがいしたいと思うんですが。

寄本座長

はい。事務局、お願いします。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

田代委員のご質問についてですが、今回は、噴火前に緊急火山情報が出されたので、災害対策本部を設置しました。災害対策本部の設置及び廃止につきましては、気象庁からの情報をもとに実施しています。

柿沼政策報道室長

ちょっと補足すると、災害対策本部には、東京都の災害対策本部、都の現地本部、三宅村の災害対策本部といくつかあります。そのため、設置・廃止が何度も行われたように見えるのだと思います。

寄本座長

はい、中林委員、どうぞ。

中林副座長

震災復興グランドデザインについて確認したいと思います。

震災復興グランドデザインは、都市像と復興プロセス、戦略から成り立っていると考えますが、資料3の中の震災復興の方針の1)から3)までが都市像で、4)が復興プロセス、戦略に当たり、また、震災復興のテーマのうち、2)から8)までが都市像に、1)、9)、10)が復興プロセス、戦略に当たると考えます。

今後の検討の際には、都民の理解を図るためにも、この点を区別して検討すべきだと思います。

また、復興のプロセス、戦略は、経済の復興にも係わるものです。

グランドデザインと法的課題の検討の関係ですが、グランドデザインは、長期目標ともいうべき都市像とそれへのプロセスということになりますが、このプロセスの中で法的課題の検討は、震災後1年から3年間程度の実現方策に関わる課題に対応するものと考えられます。法的課題については、震災後に短期間で復興を実現するための検討ということですが、最も基本的なことは、被災した都民が力をつけないといけないということだと考えます。

寄本座長

はい。事務局どうぞ。

事務局 只腰都市計画局参事

現在は、都市像と進め方の両方をテーマとして検討しています。

最終的に整理していきたいと思います。

寄本座長

ほかにどなたかございますか。はい、園田委員。

園田委員

グランドデザインのことの骨格ということは、よく理解できたんですが、そういう意

味で一つだけ、ちょっと、先ほどご説明を聞いて思ったのは、今、中林先生のお話だと、震災復興のテーマの2番から8番までが都市像だとすると、少子高齢化というんでしょうか。今回、三宅島などでもそうですが、やはり、災害が起きると一番大変な状況に直面するのは、やはり、私は、あまり好きではないんですが、災害弱者と言われている方なんですが、日本は、世界でどこも経験したことのない少子高齢化というのは、直近に入っていて、この中で、いろいろ世界に誇れる都市景観とか、そういうのもあるんですが、少子高齢化、当たり前で入っていないのか、言葉としてないのは、どうしてかなと思ったんですけれど。

寄本座長

はい、事務局、お願いします。

事務局 只腰都市計画局参事

少子高齢化については、ランドデザインの中の「被災前の都市構造の弱点の克服」という記載の中にその意味を含めております。

被災後は、そうした人口構成・災害弱者などを前提にして再生に取り組みたいと思います。

寄本座長

ありがとうございました。ほかにどなたかございますか。

それでは、次に、議題に入ります。

東京都震災復興マニュアルの見直しの基本的方向について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

説明に入る前に、最初に資料の説明ですが、資料5は、東京都震災復興マニュアルの見直しの基本的方向について、都の考え方をまとめたものです。資料5 - 1ですが、震災復興マニュアルにおいて現在書かれている課題のうち、情報に係る部分について、東京都震災復興検討委員会の中に情報特別部会を設けて1年半かけて検討してまいりまして、その検討成果をとりまとめたもの、資料5 - 2は、第1回から第4回に至る東京都震災復興検討会議で、委員の皆様から頂戴した震災復興マニュアルに係わる意見等の要約でございます。そして、資料5 - 3は、今回の見直しの基本的方向に関係のある部分について、現在のマニュアルからの抜粋です。

それでは、資料5の説明に入ります。

現在、東京都の震災復興マニュアルは、都市復興マニュアルと生活復興マニュアルと2つありまして、都市復興マニュアルは、平成9年5月に、生活復興マニュアルは平成10年1月に作られまして、作成からすでに2年が経過しております。そこで、この間、行われてきた課題の検討や法律の改正などを踏まえ、また、本日これからご説明させていただく新たな視点などから、マニュアルの見直しを行い、平成13年度中を目途に、改訂マニュアルを作成しようというものです。

そこで、マニュアル見直しの基本的方向ですが、大きく分けて3つあります。

まず、第1点が、震災復興時における各当事者の役割分担の明確化です。

現在のマニュアルは、震災後の復興のために行政が実施すべき事項や事前に準備すべき事項を分野別に整理したのになっています。

しかし、復興は、行政だけが行うものではなく、住民・企業などと一体となって実施する必要がある。このため、行政と民間との役割分担を明確にした上で、行政のマニュアルとして盛り込むべき事項を見直す必要がある、というのが、検討要素の(1)の行政の役割と民間の役割の明確化です。

行政の役割としては、1)都市基盤施設及び社会公共施設の機能の早期回復にとどまらず、被災地における計画的な都市づくりの早期推進、2)従前の生活基盤が失われたことによって将来の生活安定に支障がある人及び事業者に対する支援、3)自立可能な人及び事業者に対する側面からの支援、という3つの視点に分けて整理していこうと考えています。

次に、(2)都と国及び区市町村の役割についてですが、震災復興は、被災地域ごとに被災状況、住民の意向、地域のあり方等を踏まえて計画的に実施するため、地方公共団体の役割は重要であると考えます。地方公共団体の中では、基礎的自治体である区市町村が主体的役割を果たすべきだと思いますが、震災復興においては、通常時と異なり、広域的に処理すべき事項、複数の区市町村にまたがる調整事項などが多くなると考えられますので、都が行うべき内容を明らかにし、区市町村が作成するマニュアルの参考になるようにしていきたいと考えています。

なお、今後、区市町村においてそれぞれの地域特性等に応じたマニュアルが整備された場合には、区市町村で共通化すべき事項、都と区市町村間で事前に調整しておくべき事項、連携すべき事項について、再度見直しを行っていきたいと考えています。

また、国の役割については、都及び区市町村が円滑な復興を進められるよう国が実施

すべき事項を想定し、国に求める事項を明記していきたいと考えております。

(3)被災住民及び被災企業の役割についてですが、震災からの復興には、膨大な人的・物的資源を必要とするため、被災住民及び企業が自主自立的に取り組んでいかなければ震災復興を遂げることはできないというふうに考えます。

公共性の高い都市復興については、行政が主体性をもって計画づくりを進める必要があります。一方、生活復興については、自立・共助による復興が基本であり、行政は、側面から支援していくことになります。

マニュアルの改訂に当たっては、このような都市復興と生活復興の違いを踏まえ、被災住民及び被災企業の役割について再検討を行っていきたいと考えています。

(4)ボランティア及び被災していない企業の役割についてですが、行政の活動を補完するため、ボランティア及び被災していない企業の役割は重要だと考えます。そのため、ボランティアの活動範囲及び活動方法をできるだけ明らかにしていきたいと考えております。また、被災していない企業について、従業員の雇用の維持や被災者の雇用の確保、オープンスペース等資産の提供といった企業の社会的責任と果たすべき役割を明示していきたいと考えております。

(5)情報の収集及び提供のあり方ですが、震災復興に当たっては、マスコミは、被災者の復興を支援するための情報の提供者であるとともに、被災者の状況を公平に幅広く行政に伝えるという、被災者と行政をつなぐパイプとしての役割が期待されております。マニュアルの見直しに当たっては、行政とマスコミとの関係が円滑に機能するよう行政として具体的に実施すべきことを検討したいと考えております。

同時に、適切で正確な情報を収集し伝達するために、都及び区市町村、関係機関の役割を踏まえた情報ネットワークのあり方についても検討していきたいと考えています。なお、冒頭、少し申し上げましたが、これに関連して、東京都震災復興検討委員会の情報特別部会で、現在のマニュアルの情報に係わる部分の課題について、1年半かけて検討してまいりましたものを、資料5 - 1にまとめております。

復興期における情報の把握、提供等について、復興施策の基盤となる情報を正確かつ迅速に把握するとともに、被災者等へ総合的な情報提供を行うことを、情報の把握と提供に関する基本的考え方として、GIS、地理情報システムと航空写真等の連携による状況把握、電子メール、ホームページ等による情報共有など、最新技術をできる限り取り入れることや、役割を分担した情報管理体制では、情報の把握・管理について区市町

村が中心となって地域の実情に応じた的確な調査を実施し、情報収集を行うことや、また、相談・情報提供については、都・区市町村・民間が役割を分担し、広報・相談機関相互の連絡協議会やインターネット等によって情報を共有しながら対応することなどをまとめております。

今後の取組みとしては、区市町村における情報管理体制の検討を踏まえつつ、都としての情報集約・提供方法を具体化することにしていきたいと考えております。

このほか、各種復興相談の体制と役割分担の（案）住宅・まちづくり・がれき処理の総合的相談体制のイメージ、震災復興情報の提供ルート、ホームページによる情報提供体制などの資料を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

見直しの基本的方向の2つ目は、被災者の状況に応じた施策の整理です。現在のマニュアルは、一般被災者・高齢者・障害者・外国人等、被災者の属性に応じ整理は行っておらず、復興のための一般的な施策のみが記述されております。被災者状況によっては、施策の実施内容及び実施方法に工夫すべき場合があると考えられますので、介護を要する人、生計維持をする所得のない高齢者、生活習慣が異なったり言葉の分からない外国人、親を亡くした子どもなど、配慮を要する人たちを念頭においてマニュアルの見直しを行っていききたいと考えています。

見直しの基本的方向の最後は、マニュアルの弾力性の確保です。

現在のマニュアルは、平成3年の「東京における地震被害の想定に関する調査研究」及び平成9年の「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告」で示された広範かつ大規模な被害想定を前提としているところですが、被害の規模や被災現場の個別具体的な状況によっては、マニュアルをそのまま適用することがかえって実情に合わない場合が生じることも考えられます。

例えば、倒壊の規模や火災の発生件数によって被災の状況も異なることも考えられるので、それによって対応方法を変えた方がよいと考える事項については、それぞれのケースに合った運用についても検討しておく。

また、震災復興に当たっては、人・物・財政的な制約があり、施策の優先順位が求められることが想定されるため、具体的にどのような順位付けが可能であるのかについても検討していききたいと考えております。

次に、復興と復旧の考え方ですが、復旧とは、「ほぼ従前の状態に回復すること」であり、復興は、「復旧に加えより望ましい状態に引き上げること」とであると、両者は区別さ

れます。また、復興でも、生活復興と都市復興とでは、行政の関わり方が異なるため、現在のマニュアルでは、生活復興は「一日も早く被災者暮らしを震災前の状態に戻し、その安定を図ること」であり、都市復興は、「旧状の水準を越えた新しい価値や質が付加された都市空間を生み出すこと」であると定義しています。

今回のマニュアル改訂にあたっては、この考え方と定義を踏襲していきたいと考えています。また、復興に至るまでには復旧の手順を踏むことが必要であるため、復興に関わる復旧の部分についても、マニュアルの見直しの検討を行っていきたいと考えています。

4ページに行きまして、こうした考え方によってマニュアルを策定していく際の整理ですが、現在のマニュアルは、基本的に都職員の職務上のチェックリストであり、かつ、職務遂行上の手引書となっています。

都民や事業者の復興を促進するためには、行政が実施する復興施策の手順及び内容を都民に明示し、都民が自らの復興をどのように進めていけばよいかを理解できるようにする必要があります。

そのため、都民の側からみた場合、都市復興や住宅の復興など、各分野の取組みがどのような関係を持ちながら進んでいくのか、全体として把握できるよう、震災復興の基本的考え方や復興プロセス（手順）、メニューなどを総合的に、かつ、時系列的に示せるように体裁面からの整理を行っていきたいと考えています。

具体的には、「生活復興マニュアル」と「都市復興マニュアル」の統合化や、震災復興マニュアルの時系列・横断的整理等について検討を行いたいと思います。

また、震災復興を都民・事業者が自ら進めていくためには、震災前から、復興についての考え方を理解しておくことが重要です。このため、復興マニュアルに示された考え方、全体的な内容等について、区市町村とも連携して、PRに努めていきたいと思いません。

5ページに行きまして、他に検討中の見直し内容ですが、現マニュアル作成時に残された課題として、関係セクションとの調整を今後行う必要があるものが147項目、今後対策の仕組みを検討すべきものが111項目あります。

今回のマニュアルの改訂に当たっては、こうした残された検討課題の調整結果を反映させていくとともに、マニュアルの模擬訓練によって判明した問題点や課題について、その対応策を盛り込んでいきたいと考えています。

また、震災復興本部設置条例の制定、震災予防条例の改正、地方分権一括法や都区制



度改革など法制度上の変更内容についてマニュアルの見直しに反映させていくとともに、報告事項の中でご説明しました震災復興グランドデザインや、法的課題の検討成果を盛り込んでいきたいと考えています。

私からの説明は、以上です。

寄本座長

ただいま、事務局から説明のあった、震災復興マニュアルの見直しの基本的方向について、何かご質問やご意見がありましたら、どうぞご発言をお願いします。

村松委員

マスコミとの連携についてというところで伺いたいのですが、以前、私がニッポン放送に地震の報道について取材に伺ったときにですね、都内を走っているタクシーのドライバーの方たちにも、もし地震が起きたとき、その今走っているところはどんな状況になっているか、ある程度、ポイントを押さえたしゃべりができるような訓練を受けたタクシードライバーの方たちにリポーターになってもらって、今、まさにどうなっているのか、その情報をニッポン放送のラジオに乗せてもらえるシステムを取っているということを紹介しましたら、そのあと、ご担当の方が、実は、それは、都庁の方でも把握していて、そういったホットラインもあるんですよといったことを私にお話ししてくださいました。例えば、具体的に、それぞれ、文化放送でもそうですし、NHKでもそうですし、いろいろな大きな災害が起こったときに、どんな体制をとって報道していくのかといったについて、具体的なマニュアルがあるんですが、で、責任者もいる訳ですよ。そうした各マスコミとの連携について、今、どの程度、整っているのかといったことを、ちょっと伺いたいのですが。例えば、ホットラインがあるとか、それぞれの担当責任者と会合を持っているとか、その辺の具体的なことを教えていただけますか。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

ホットラインがあるのか、マスコミとの会合を持っているのかというご質問ですが、申し訳ありませんが、所管しております災害対策部がきておりませんので、詳細は分かりかねます。別の機会にご説明させていただきたいと思います。

村松委員

現地に行きまして、記者がいろいろ分かれて取材しますよね。例えば、NHKの場合でも取材して、それをテレビなりラジオで視聴者向けに放送しますよね。

その情報というのは都庁の方に入ってきているんですか。例えば、そういったNHK

が流した放送の情報を都庁の災害対策本部の方たちは、テレビやラジオを見て把握しているのでしょうか。それとも細かい情報が入ってくる別のルートがあるのでしょうか。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

報道されている情報は全部入ってきています。報道されている情報以外に入ってきているかどうかについては、詳細は把握しておりませんが、報道されている情報については全部把握するようになってます。

村松委員

それは、民放も、テレビもラジオも含めて、すべての情報が災害対策本部に入ってきているということなんですね。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

そうです。

寄本座長

はい。高橋委員、どうぞ。

高橋委員

今回の基本的方向、是非、詰めていただきたいと思うんですが、いくつか気が付いたことを申し上げたいと思うんですが、まず、1ページのところのですね、検討要素の中で、従前の生活基盤が失われた人と、自立可能な人々について、同じように支援と書いてあるんですが、これは、あとの方のですね、被災者の状況に応じてどうするかということと関係するわけですが、震災が起きた後、限られた時間が、限られた資源、限られたマンパワーで、対応しなければいけないので、この1ページの2)と3)が同じように、いつまでも対応できなくて、とにかく緊急のものという2)だと思うんですね。

この辺は、少し、都として責任をもってやらなければいけないこと、ある程度自立可能な人に対してなすべきことについて、やはり、段階的に仕分けをして議論しなければいけないんじゃないかなと思います。

生活再建のところも同じなんですが、どうしても、今、生活できない人と、ある程度、自分で対応できる人との間をどう仕分けて、どう仕分けをして、どこまで都がやるかということについて、十分、今から議論してもらいたいと思います。

それから、1ページの2番目のですね。ここは、非常に、今回検討していただくことに期待しているんですが、一つは、抜けているのは、隣接の県とか、市との話な訳ですね。これは、実際には、復興を行っていく場合、復旧にしても、復興にしても隣接の県

市と一緒にやらなければならないことはでてくると思います。もちろん、そういったチャンネルもあるんだろうと思いますが、不幸にして、隣接の県市では、都と同じような、こうしたものはもっていないかもしれませんが、体制は遅れているかもしれませんが、都の方から積極的に、いざ、こういう時にはこういったことをやってほしい、こういうことを考えて欲しいといったことを、今から、対応しておく必要があるという意味で、ここについても、是非考えていただきたいと思います。

それから2ページなんですが、5番目の、先ほどお話のあった情報なんですが、阪神淡路大震災の時も、各チャンネルでいろいろ放送しているんですが、同じ映像で同じことを延々と各局でやっている。これは、それぞれのマスコミの対応をありますので、これについては、とやかくは言えない面があると思います。もちろん、協力については、もっと都の方からお願いしてもよいと思うんですが、私は、都が専用のチャンネルとか、ラジオのそういうものをもっているのかいないのか、もしもっているならば、それを24時間体制で徹底的に情報を流すということをやらなければいけない。

もし、もっていないとすると、ちょっと困るんですけど、例えば、マスコミのうちのあるチャンネルについては、都が、例えば、NHKであれば、1CHと3CHがあるならば、3CHはこういう緊急時には、都がそのチャンネルを24時間借りて、そこで徹底的に情報を流していく。それも、必要な情報は様々あると思うんですね。

情報を知りたい方は、例えば、人によってみんな違うわけですが、どういう情報を、どういうふうに、どういう頻度で流せばいいのかということについて、今から研究して積極的にそういう道が開けないだろうかというふうに思っているわけです。

というのは、コンピュータの情報のためのインターネットを使う、これも是非やってほしいと思うんですが、それだけでは足りないんじゃないかと。ラジオにしても、テレビにしても、電気が復旧すればすぐに使えるもの、電気がなくてもできるものがある、こういうところで、公的な情報が常に流されているということが、さっきからでている誤解とかそういうものについても、強い逆のメッセージになるわけですから、何か考えていただきたいと、今、マスコミをお願いするんじゃないやり方というのを考えていただきたい、そういうふうに思います。

ほかにもいろいろありますが、その2つについて特に気がつきましたので申し上げておきたいと思います。

寄本座長

はい。事務局、どうぞ。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

1ページにつきましては、もう少し明確にしたいと思います。都の独自放送としては、MXテレビについて検討課題となっております（マニュアル85ページ）が、条件整備はこれからです。

寄本座長

はい、岸本委員、お願いします。

岸本委員

今日は、何故か、マスメディアに対する期待と危険性の議論がずいぶん多いので、私も少し議論に参加したいと思うんですが、一つは、今、高橋委員がおっしゃったように、同じことばかりしていると。今回の選挙の報道を見ていると自分の得たい情報が全然入ってこないで、インターネットを利用したんですね。その方がはるかに自分が得たい情報を自分で探せたんです。

ですから、本格的には、インターネットを東京都がどういうふうに情報提供に使うかということを考える時期ではないだろうかという気がします。これまでのメディアの方法ではない方法で、ひょっとしたらより良い方法が見つかるのではないかと、というのが一点です。

二点目は、すでにご紹介いただいた資料の2なんですけれども、おそらくやっていらっしゃると思うんですけれども、あえて、もう一度申し上げておきたいと思うんですけれども、復興の模擬訓練をやっていらっしゃるわけですね。で、この中でマスメディアはどのくらいの役割を果たしているのかということについて、もし、よろしかったら、ご紹介いただきたい。マスメディアのみなさんが、こういうところで、積極的に活動していただかないといけないと思うんですね。ですから、もし、どういう対応があるのか分かりませんが、あまりないようでしたら、ここの部分で、メディアの方と協力しあった訓練を展開していただけるといいなという気がしました。

寄本座長

はい、ありがとうございました。はい、事務局どうぞ。

事務局 只腰都市計画参事

今の岸井委員の発言に関してですが、模擬訓練は職員中心で行っています。

今後の訓練には、マスコミや都民の参加も検討しています。

寄本座長

はい、ありがとうございました。ほかに、どなたか。中林委員、お願いします。

中林副座長

情報の収集及び提供のあり方のところですが、復興情報の問題は大変難しいので、もっと検討が必要だと思います。

まず、「急いで」と「詳しく」を両立することが難しい。「急いで」という点では、ラジオやテレビのマスコミがその役割を果たすと思いますが、「詳しく」という点では、新聞が有効ではないかと思います。かなりの人が、仮設市街地とはいいいながらも他県へ流出することを考えると、新聞は、行政が配らなくても情報を配ってくれるわけですし、新聞は、後から検証したり、確認することもできるからです。新聞は、記者の目を通しており、主観が入る危険性があり怖いという問題もありますが、被災者が広域にわたる情報を得られるよう、また、どの新聞でも同じ情報が得られるような方法をとるべきだと思います。例えば、都が紙面を買い取るようなことも検討するべきではないかと思います。都の広報誌では、都以外の他県など広域にわたって情報が流せないという点で難しいと思います。

また、「ゼネラル」と「ローカル」という問題もあるが、マスコミは、「ゼネラル」性は備えるがローカル情報は対応できないという問題があります。ローカル情報という意味では、必要な人が必要な情報を拾い集めにくるインターネットが有効だと思います。

寄本座長

はい、林委員、お願いします。

林委員

ちょっと違うことを、さっき、中林先生がいったことを引き受けて、その前に二つほど是非申し上げたいと思うのは、一つは、この3ページ目にいただいたマニュアルの弾力性の確保という問題なんですけれども、それと、特別なニーズを持っている人たちの対応も含めて、聞かせていただいた印象をまず、申し上げたいと思うんですけれども、僕個人の印象からいうとですね、このマニュアルに弾力性をもたせるためには、もう少しつつこんだシナリオを描きたいなと思うんです。で、その時に、今、東京都は単体としての直下型地震と、関東地震の再来みたいなものをイメージしているんですが、いつ、というのがないと思うんです。僕は、結構、無責任に

いいますから、後で議事録からとっていただいて結構なんですけれども、やっぱり、クリティカルな時期というのが必ずあると思うんですね。東京都の江戸期以降の地震を見ていると、大きく分けると2つの震源の発生メカニズムによって動かされている。一つは、関東地震的な相模トラフで起こる地震、これは大体200年に1回といわれていて、これは、1703年と1923年にあった。まあ、そういうと、次は、2100年の前半と、22世紀前半ぐらいのイメージを持っている。それから、もう一つは、南海トラフの伊豆半島からずっといくやつですね。南海・東南海地震に連動しておきる地震がある。で、それは、1707年に富士山がふいている。次の南海地震の時には、安政の直下地震というのが翌年に起こっている。それは、次、昭和のときは大丈夫だったんですけど、次は、2035年ぐらいに次のラウンドが来るだろうといわれている。そういう意味では、21世紀の前半、2030年前後というのは、うまくいけば、東京は何もなくて済むのかもしれないけれど、最悪、そこで直下が起きるかもしれない。あるいは、東京はなくとも、僕ら個人的に予想しているのという、フルスケールで南海、東南海が起これば、東京区部全域、6弱ぐらいの揺れは起こるだろうと思うんですね。今、問題になっている、弱いところに大きな被害がでる。そのときには、実は、首都圏の問題じゃなくて、オールジャパンの問題かもしれない。被災地は、福島、新潟以降ずっとですね、西全部の都府県で災害本部が開かれるようなイメージがある。それをうまく乗り越えたとすると、今度は関東地震のものも、それから、次の南海・東南海も22世紀の前半ぐらいにまた迫ってくる。みんなで大きな縄跳びをですね、ぐるぐるやっている印象があるんですね。だから、よいしょと一つ乗り越えると、しばらくあるんだけど、また、乗り越えていかなければいけないといったときに、2020年、2030年ぐらいまでに、とりあえず、東京都は何をクリアしたいか、それから、そこでうまくいったとしたら、次の100年の中で、どこまで達成していきたいかというような時間の中で、このモデル展開というのをそろそろしていかないと、フレキシビリティというのはでてこないんじゃないかと思うんですね。もちろん、最悪に備えることは重要なんですが、最悪を意識してしまって、明日最悪が来ると思っていたら、一番いいのは何もしないで逃げ出すことだと。だけど、30年の中で何をクリアするか、130年ぐらいの中で何をクリアしていくかを考えていくと、ずいぶん、いろんな問題の発想があるのかなと思いました。

それから、ここにご指摘いただいているマニュアルの弾力性、言い換えれば、シナ

リオをどういうふうにもってくるかの問題もありますし、スペシャルニーズを持って  
いる人たちの対応の問題もありますし、そのご指摘いただいている問題は、全部、僕  
は、大切な問題だと思うんですが、今、ここにある書き方ですと、非常に、何掛ける  
何掛ける何掛ける何になっっている気がするんですね。ですから、次元がものすごく大  
きくなっていってしまう。考えるべきプランの量というのは非常に膨大になっていっ  
てしまっている。だけど、もうちょっとシナリオをじっくり読むとですね、多分、ジ  
スジョントゥリーのようになるんじゃないかな。全部が3×4×5のような形でシナ  
リオをいっぱい作るんじゃなくて、こうだったらA・B、それを受けてC・Dという  
ような形にですね。実際に考えるべき問題は、もう少し小さくなるような気がするん  
で、今の、変数を全部の場合あたらなくてはいけないというのではなくて、できれば  
プライオリティをたてて、もう少しちいぢな、シンプルなプランニングというのを、  
やられたらなというのが二つ目のポイントです。

先ほど、中林先生がおっしゃられたことについて、二つだけ申し上げたいんですが、  
情報の問題であるとしたら、僕は、東京都庁というのは、基本的には、情報ソースに  
ならなくてはいけないんじゃないかと。で、東京都としての確定版インフォメーショ  
ンセットというのをどれくらいの頻度で、どれくらい詳細に作れるかというのが、多  
分、東京都に問われているんじゃないかと。それをインターネットで出そうと、ある  
いは、それを各メディア各社に配信しようとするね、あるいは、それをそのままもし  
資産的に可能であれば、都民にそれをハンドアウトで渡そうと、それはいいと思うん  
ですが、基本は渡すべき情報のソースを包括的に、かつ、精度をもってだせるか、多  
分、そこが災対対応の責任、非常に重要な責任のエージェントとしての東京都が担う  
べき役割ではないかなと。で、もし、そういうものを作れるとしたら、コストパフォ  
ーマンスが、今、一番いいのは、インターネットだと思いますが、インターネットが  
すべてというのではなくて、インフォメーションソースとして、どれだけ、きちっと  
した役割を果たせるかというのが一つ。

それから、できればOWNメディアでももてれば、それに越したことはない。僕が、  
このごろ個人的にいっているのは、小中学生でミニFMをやったらといったことをい  
っているんですが、以外と、ミニメディアなんです、ちょっとパワーを上げれば、  
近隣ぐらいには十分行きますので、今、世間に流布している情報機器からいえばラジ  
オはある。FMはかなりごろごろしている。ちょっとパワーを上げたら、非常にロー

カルにやれるんじゃないか。それこそ、規制緩和でいいですから、やらしてあげたらどうか。子どもたちにDJをやらしてもいいんじゃないか。普段はですね、そういうふうに思います。何でもいいんですが、オウメディアはポイントだろうと。それから、これはアメリカから学ぶべき点ですが、アメリカ、特に、フィーマは自分たちのメディアを持っていますし、それ以外に何をやっているかという、マスコミの報道全部をチェックしています。間違った報道をしたときに、ものすごい勢いでクレームをぶちます。日本の行政が、日本のメディアに対してしていないことは、間違った報道に対するクレームだと思うんですね。もっとインフォメーションソースとしての自負をもっていただいたらですね、報道内容についての統制をしるとかですね、干渉をしるという意味ではないんですが、間違った内容についてだけは、非常に厳しく訂正要求しないとイケない。それがメディアのクオリティを、逆にいえば支えることになりますので、いいっぱなし、やりっぱなしには、させないようにしたい。

それから、もう一つ最後ですが、僕は、できれば、東京都は、もし震災が起こったらですね、被害者登録というのができないかということを実際に考えていただけたらと思うんですね。復興の問題を考えていくときにやはり、何度もお役所と付き合わなければいけないわけですが、そのトランザクションの歴史みたいなものが、その都度、今は、説明するんですね、担当者の方に。ですけど、ある意味では、通常は住民票みたいなものを私たちは残すわけですから、それと同じような形ですね、震災発生後から、それが終了していくまでの間に、都との間で起こる様々なやりとりを是非一元記録として残すようなシステムができないか。そうすると、先ほどのきめの細かさというのがですね、自ずとできあがってくることのような気がするので、そういうことをいろんな所でやったらと思うんですが、どこもやりたがらないので、やれるとしたら、東京都ぐらいしかないかなと思うので、あえて申し上げるんですけども、思う次第であります。

寄本座長

ありがとうございました。はい、事務局どうぞ。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

中央防災会議では、直下型の地震は切迫性があると指摘しています。そこで、マニュアルが前提とする地震については、切迫性の高い南関東直下型地震を想定しています。ただし、マニュアルが完成するまでに発生するかもしれませんので、その時にも



参照できるようにしたいと考えております。

寄本座長

はい、村松委員。お願いします。

村松委員

ちょっと、マスコミのことに戻ってしまうんですけど、阪神淡路大震災の時に、地震発生後何日後だったか記憶しておりませんが、NHKのラジオ第2放送では、英語による情報を流したと記憶しているんですが、どのテレビをみても、どのラジオを聞いても同じような情報が流れているといったご意見があった中で、都庁側からマスコミに対してそういった働きかけをすることも必要なのではないかという気がしました。

また、特に外国人の方たちが大勢住んでいる東京ですので、メディアを上手に使い分けて、それぞれに的確な情報を流すような連携を取って行けたらいいなと思いました。

それから、インターネットのホームページのことですが、東京中央卸売市場では、まだ、ホームページ未開設というふうに書いてありますが、先日、食生活ジャーナリストの会でアクセスしましたら、今年の4月ぐらいにホームページを開設したということを知りましたので、確認していただきたいと思います。

大島高校が焼けているというマスコミの誤報があったというご指摘がありましたが、本当に、これは自戒の念を込めて申し上げるんですが、選挙の当確の誤報には、非常に神経を払っているんですけど、こういう災害情報に対して、やはり、マスコミ各社が正確な情報を流さなければいけないのだということを、しっかり心に刻みました。

寄本座長

はい、どうぞ。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

生活復興マニュアルでは、207ページで外国人への情報提供の方法を記載しております。

寄本座長

はい、清原委員、お願いします。

清原委員

弾力性の確保のところ、林先生もおっしゃっていたんですが、私もかけ算で複雑なシナリオというよりも、よりケースに応じていくつか分かりやすいケースを示して

いただくのは良いと思うんですけど、あまり複雑にならないようにということを、マニュアルであるが故に望みます。

その意味で、4ページのところで、マニュアル策定の際の整理というところで、どうしても、都職員の職務上のチェックリストで、職務遂行上の手引書であるという前提の中で作ってきたけれども、今後は、都民の側からみても、分かりやすいものとして、プロセスが時系列的に示せるような形も検討したいということは、極めて重要だと思います。職員の方が、このマニュアルを日頃からお読みいただきまして、きちんと対応されることは、責任上やってくれると期待されるんですが、民間、あるいは、他の自治体等にも協力を期待して望みたいという今後の改訂の方針からしますと、この4ページのところは、極めて大事だと思いますし、細かくやればやるほど、ケースをいろいろ考えれば考えるほど、厚いマニュアルが想定されるんですけども、基本はこれに据えるとして、それをどう適用されるかというところを分かりやすくしていくことに、今後の検討の一つの中心をおいていただければと思います。以上です。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

ここで、今日、ご欠席の金委員からメッセージが届いておりますので、ご紹介したいと思います。

都知事の「三国人」をはじめとする一連の発言に関して、その意図自体をここで問うつもりはありませんが、東京には、多くの外国人が住んでいます。知事の発言によって損なわれるだろう私たち外国人住民の安全について、都はどう考え、対処いただけるのでしょうか。また、復興計画策定に当たり、その滞在資格にかかわらず、全住民をその対象としていただけるようお願い申し上げます。

以上です。

寄本座長

ほかに、どなたかございますか。

中林副座長

今の件に関連して、被災者側に立ったマニュアルの編集方法の検討という視点が必要だと思います。編集を少し工夫していかないと都民にとっては使えない。この膨大なもの、バックデータとして必要なんですが、その読み方というのが一番大事なんじゃないかと思うんですね。林先生のいうシナリオ的な、2つあったと思うんですが、1つが分かりやすさ、シナリオで示してあげるのが一番分かりやすい点だと思います。

もう一つ、林先生のいう30年、100年、150年という長いシナリオ。なるほど、これはグランドデザインのシナリオに書き込むというか、グランドデザインを使うシナリオとして、それぐらいのスタンスの中で議論しなければいけないというふうに考えた方がいい話かなと受け取りましたので、是非、グランドデザインの議論の中に、そういう時間のシナリオを取り込んだ形で検討するということを考えていきたいなと思いました。これは感想です。

寄本座長

はい、安藤委員。

安藤委員

一点なんですけど、おそらく災害が起きると、私どもは市民活動という立場で少し話をさせていただきますが、今回の三宅島とか、新島とかになりますと、海がありますから、ボランティアが関わるといっても、航路が途絶えてたたれと入れないといういろんな問題がございますが、今想定されているのが東京の直下型となりますと、これはいろんな形で入ってくるだろうな、というふうに思います。

そうしたときにおそらく一つ大きく混乱するのは、神戸の時もそうですが、先ほどからでているんですが、どこでどのような動きを取っていけばいいのかみたいな、その辺の情報発信が多分必要なんだろうということが一つ、それがしかも場合によっては全体的なものもそうなんですけど、ローカルのところの情報をどうするのかみたいな、それは非常に大事だろうなということと、その情報が私どもが考えているのはおそらく東京で起きた時に、例えば埼玉の方から入ってくるとき、どこか埼玉の近く被災を受けていないところでもってそういったものを受け止めていき、そこで情報発信して、ボランティアに伝えていくとか、また、静岡の方からくる場合とか、その辺の神奈川の被災を受けていないところで何か建てる。そういう意味で、先ほど、一番先にでておりましたように、近接県とのそういう情報発信するなか、それはきちんと応援態勢ということもふくめて、何かそういうものを作られると、私は、非常に混乱がないのかな。それと合わせて、物資やなんかもおそらくいろんな形ででるだろう。それが神戸の時はいろんなところで物資が一気に入って、その区分け作業やなんかに非常に労力を取られたという、そういった問題もあるんで、どこにどのようにすればいいのかみたいなことが、早急に、やるときにどうしても近接県のところのご協力みたいなところは多分必要なんだろうなというふうに思います。

それから、おそらく復興していくときの、時の時系列的なところに関わってくるんだと思うんですが、発災してから直後には多分大混乱しているだろうと、おそらくいろんな他県のいろんなボランティアの人たちが関わる時には、それから若干遅れた形で入るだろうというふうに思います。おそらく、その入るときに、関わってくるときに、要は、いろんな意味でのトラブルが多分発生するのかなというふうに思っておりますが、その時に、できれば、私は、そういう地域地域の中でもって、ボランティアを受け止めるような、そういうような拠点みたいなものをより多く作っていきみたいなことができればいいのかな。これは、私ども、そういった形でやらなければならない。実は、そのときに一つお願いなのは、2ページ目のところにちょっとございますけれども、いわゆる、ボランティア及び被災していない企業の役割、おそらく企業側としてもいろんな形で支援していきたいという形でおそらくはいるだろうというふうに思いますが、その時系列的な位置に多分なるんだと思うんですが、ある意味で生活復興みたいなのところに来たときに、行政の補完をするのがボランティアだよという位置づけにしますと、かなり命令的な縦系列の対応の仕方が、多分発生してくるんだとういうふうに思うんです。で、これは、最初の発災時の時はやむを得ないかもしれないけれども、復興していくときには、そういういろんな市民の人たちが一緒になって関わっていきけるんだという、その辺の視点のところ、やっぱり大事になってくるのかなと思うんですね。そうしますとこの辺のところの書き方なり、先ほど行政職員だけではないよという、見るのはいろんな方たちが見るよということになりますと、この辺の発想の仕方みたいなのは、行政と協働していくみたいなのそういうような形でもって仕組みを作っていくということは多分必要になってくるのかなというふうに思います。

そういった意味では、そういった意味での行政の方々への教育とか、知らせ方とかいうのを、是非考えといていただくと大変助かるなというふうに思います。

寄本座長

はい、ありがとうございます。時間がまいりましたけれども、ちょっと延長させていただきます。高見澤委員、お待たせしました。

高見澤委員

多少、感想めいたことですがけれども、ご説明にもありましたけれども、平常時と非常時に、ある種の共通があるというのがですね、これを作って模索していた時代から

比べると、ご担当の方にも割と内実として捕らえられつつあるなというふうに伺って大変結構なことだと思います。

ですから、今度、東京構想2000ですか、秋口に、長期計画がでると思いますけど、そういうところでも、縦割的に、こういう震災対策というのがあるのは当然ですけど、同時に、いろんな施策の中で、そういう平常時での暮らしを作っていくということが、災害に対しても、共通の横につなぐくりみたいなのも強調して、あまりそれをやると予算取りということになると困りますけど、意識の問題としては、せっかくこうきてるわけですから、そういう方についていただきたいなあと思うわけです。

ただ、それと同時に、逆にいえば、非常時だから、そういう場合だから初めて許される事柄もあるわけで、先ほどマスコミとの関係もやっぱり、日頃は、極めて緊張関係で望まなければいけないわけで、なんかその辺の峻別、林先生のいわれた被災者登録も日常からできないけれども、そういう災害時の特別な事情だからこそやるんだという、逆にいうと、日常と非常時の切り分けみたいなのも逆にまた必要になってくるだろうという感想をもちました。

それから、もう一点ですけれども、最初から感じてたことで、なかなか難しいし、今回、間に合わなくてもいいんですが、グランドデザインというお話がでてくると、産業政策の問題ですね。就業対策等は、多少、生活マニュアルで書き込まれておりますけれども、産業対策はどうしても及び腰で、あまり書いていないんですけども、阪神淡路以来、5年の経過の中で、これは、廣江先生のご専門だから後でお話を伺った方がいいと思うんですが、産業自身が東京の城南、城北、あるいは、城東、あるいは多摩の中で、とりわけ2次産業、あるいは、2・5次産業レベルですけれども、業務は別として、物作る方が、例えば、大田区なんかも、転換したり、衰退したりしているけれども、ぎりぎり、守れたり、まだがんばれるみたいなのところがあることが、震災が起きた時に、基本的には、場は壊滅状態になるけれども、産業を本当に維持するのか、先程来の支援、多少支障がある人には積極的支援、自立可能な人には側面的支援ということとか変わりますけど、その辺、神戸を見ていると結局復興できなかった産業、それをどうみるかというのはいろんなことがあると思いますが、今回の見直しには間に合わなくても、これは、労働経済局のご担当になるのかもしれませんが、かなり産業の変換・転換ということは都庁内でも敏感になっていらっしゃる、5年前よりはですね。我々の世界にも聞こえてくるくらい、いろいろな情報を発信されている

わけで、その問題も多少とも、見直しならば、取り入れていただけたらいいんじゃないかなという印象を持ちました。以上です。

寄本座長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

田代委員

今の高見澤先生のご意見と、後半の部分で議論されたことと関連するんですけど、コミュニティとか住民の側からのですね、情報の発信というか、先ほど、資料の中でもご説明いただいた5の1の5ページの提供ルートとございますけれども、これ、流れがある意味では一方向ですけども、私は、この辺は、ある意味では双方向性を持たなくてはいけないんじゃないかということで、その時に、収集した方向に政策がとられた時に、これをどういう方向に伝達するかということに大変ご苦労されてきめ細かくやられていると思うんですけども、それを受けた側がさあどうする、どうすればいいのといったときに、その逆をたどって行って、じゃ、こうしてっていうそのルートもどうしても必要だと思うんですね。で、その時に、一番気になっていることの一つは、端末ということなんですね。どこがセンサーの機能を果たす部分というのが基本的にあると思うんですが、そういうものを収集する拠点がどこにあるかということが常々予め用意しておく。そこからあがってくるものを収集してくる形で、そこから整理してすぐに対応策に結びつける、そんな仕組みがあるとすればですね、このページの矢印や逆の方向についてもかなり太めの所で、先ほど中林先生のおっしゃったシナリオ性というんですか、あるとすれば、どのシナリオに対して、その矢印をたどればいいのかといったあたりをですね、明快にしておく行き着く先がどこで何をやっていただけると。このことを欲しいときには、この矢印をとれということも分かるようにしておくマニュアルとしては、逆引きの話も含めて、非常にどのボタンを押せばいいのかという点で単純化できるんじゃないかなという気がします。で、その時に、これは復興のタイムスケジュールとも関連しますけれども、基本的に今あるコミュニティの機能を持った施設というのが、おそらく、そういう端末の機能を果たすんじゃないかなといいつつ、最近では、コミュニティに関する施設というのは、特に人口の配分とか定着の問題からだいぶ再編されていますので、そこも含めた上で、例えば、小さな公園であるとか、学校であるとか、あるいは、出張所であるとか、その辺のところ、情報の提供ということから、収集のためのセンサーの拠点というか、

端末というか、そんな位置づけになっていく。そんなことがこのなかで語られるともう少し柔軟性ということにもつながっていくのかな、そんな感じがしました。

寄本座長

はい、廣江委員どうぞ。

廣江委員

ごく簡単に申し上げます。産業政策というか、産業施策の点ですけれども、都にはビジョンがあるではないかといったのは、だいぶ、以前の話になりますけれども、今、議論している復興に関する様々な検討というような視点から、以前に作られているビジョンとのすりあわせが必ずしも行われていないと思いますので、私は、それをどう見直していくか、このあたりの議論をすることが多分必要だろうと。で、そこまで詳細な検討というのは、これまで行われてきておりませんので、今までの経過の中でも、第4回の会議の中で若干扱っておりますが深くはなっていないだろうと。そうするとどうするかというのは、非常に大きな問題だろうと思います。それは、グランドデザインにも関わってきますので、それはどういう形で、どこで、いつ、やるかをお考えいただいた方がよい。これが第一点です。その時、また、議論させていただきたい。そういうふうに申し上げておきます。

それから二点目は、マニュアル策定の際の整理で、やはり、都民・事業者の側に向かってということは非常に重要だと思うんですが、その際、おそらく想定されているのは、冊子だけではないと思いますので、冊子を作るとは明確にはいっておりませんので、私が申し上げたいのは、様々な情報伝達を行う媒体がある。その媒体を被災前にですね、どのように活用していくかを、やはり、準備しておくことが必要だろうと。被災後においても、復興過程においても、大変大きな役割を果たしてくれることになるだろう。で、何を、どう使っていくのか、こういう関係性を、十分、実際に使えるように都側が準備していくことがマニュアルを活かしていく上で重要だと思いますし、それが、都民、都内事業者に向けたものになると思います。

三点目は、ということを考えますと、再三でしておりますけれども、インターネットというのは、非常に重要になっておりますが、実は、役割分担の中にもあったように、特に、区市町村になってきますと、おそらく、インフラ整備としては、お寒い状況だといってよいと思うんですね。とりわけ、整備されていないというだけではなくて、それを活用できる経験や訓練も行っていないというところが結構ありますし、まして、

これは、人材に、属人的要素ももってきますので、非常に重要になった場合のスピードのあるような情報提供ができなくなってくるだろう。ということを考えると、今の段階から、このネットワークをどう活用していくかを都ももっと勉強する必要があるだろうと思います。これは、復興マニュアルから離れてもできることですが、大変重要になってきますので、それをどうやっていくかという計画性をきちっと持ち、その上で、都内の区市町村と連携を保っていったり、あるいは、関係するような近隣の行政との関わりを持つ必要があるだろうと。これは早めにやるべきだろうと思っております。やはり、一番行政の対応が遅れている領域だろうと思いますので、予算がかかるかどうかということは別にして、やられた方がよいだろうと、それだけ、3点申し上げておきます。

寄本座長

はい、ありがとうございました。他に、どうしてもという方いらっしゃいますか。

はい、どうぞ。手短にお願いします。

園田委員

手短に話したいと思うんですが、今日の資料5 - 1で再三話題になった情報というのが流れてくるというのが分かったんですが、復興マニュアルの時に是非考えていただきたいのが、行政サービスを本当に受けることができるのかということを考えると、特に、高齢者や外国人の方はそうだと思うんですが、日本の行政サービスというのは、ほとんど、申請しないと利用できないんですね。そういう方は、実は、一番情報が届きにくい方で、そういう意味で、行政サービスが本当に復興のプロセスで確実に必要な人に届くのかどうかというときに、申請主義的ではない、出前型の行政サービス、本当に必要な人に出前主義的に届く仕組みみたいなことも、このマニュアルの見直しの中で検討できないかということだけ、ちょっとお考えいただけないかと思いました。以上です。

寄本座長

はい、ありがとうございました。他にございますか。はい、どうぞ。

池上委員

やはり、外国人の問題がでておりましたが、災害に国境なしというポリシーを貫いていただきたいというのが一点と、それから、情報を収集して行政に流すのも、被災者である方たちは地域にいらっしゃるわけですから、全滅になるということはないん



で、そういう方たちにも、自立ということも含めて、流すのも、取りに行くのも被災者自身の役割ではあるということをちょっと盛り込んでいただきたいと思います。

寄本座長

はい、ありがとうございました。ほかにございますか。どうぞ、どうぞ。

中林副座長

一言だけ。被災者に伝えるべき情報をシナリオ型でというお話を先ほどしたんですが、23区という東京都の特殊条件で考えると、都がやれる部分というのは、情報のインフラを作るところ。具体的にマニュアルを作って被災者に渡すのは、区や市の仕事だと思っんですね。

だから、都がやるのは、多分フロッピーの中にいつでも対応できるように今の状態で対策内容が作られていて、それが世田谷区にも墨田区にもあって、災害が起こったときにすぐにアウトプットし都民に公表できる状態にしておくことが大事だと思うんです。それが紙にもなるし、インターネットで画面にもでていく。そういうインフラを作っておくというのが多分都の仕事で、それが被災の状態に合わせて個々の被災者が情報を探しやすいシナリオで、被災者が読めるものにもなっているといいなと思います。

寄本座長

私の手元の進行マニュアルには、時間が来ても発言者がいる場合どうしたらいいか書いていないので戸惑っていますが、もうこの辺でよろしゅうございますか。もし、どうしてもという方がいらっしゃいましたら、せっかくですからどうぞ、ご遠慮なく。よろしいですか。あるいは、最初の報告事項について言い残したことがありましたらどうぞ。

それでは、これからの予定ですね。資料6に基づきまして、都の方の三好部長さんの方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局 三好政策報道室特命担当部長

その前に、林先生のご意見で私が答えた中で、首都直下型地震はいつ来てもおかしくはないんだという言い方をしましたが、都市復興マニュアルでは4ページにも書いてありますように、被害想定そのものにつきましては、関東大震災級を想定しているということと、その対応は、いつ来てもおかしくはないということで準備するんだというお話との間に少し混乱があるようですので、念のため申し上げておきます。

資料6でございますけれども、本日、マニュアルの見直しの基本的方向をご議論いただきましたので、今日のご議論を踏まえまして、都としての見直しについて、今日いただいたご意見の中で、正直ってかなり難しいかなというご意見もございますので、その辺も整理させていただきまして、見直しの作業を進めてまいります。

次回は来年になりますが、2月ころまでに今の基本的方向に基づく見直し作業の中間報告をさせていただきましてご意見いただく。特に各論にわたる分野別のご意見もいただいておりますので、その辺についてもある程度整理し、さらにご意見をいただくということで会議を持たせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

寄本座長

ありがとうございました。いつでもお電話で都の方にご意見を寄せていただければ大歓迎だと思いますので、どうぞ委員の方、ご遠慮なくそうしてください。それでは、よろしゅうございますか。何か発言ありましたらどうぞ。

では、本日は、貴重なご意見をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。これで終わらせていただきます。気を付けてお帰りください。どうもありがとうございました。